

ネーミングライツ事業を導入します

平成30年5月30日総務部経営改革推進課

富津市では、新たな財源の確保等を図るため、市の施設等に愛称を付与する権利の代わりに、 その対価を得るネーミングライツ事業を導入します。

<u>1.ネーミングライツとは</u>

市の施設等の名称に企業名等を冠した愛称を付与する権利の代わりに、企業等から対価を得ることで、新たな財源の獲得による施設の適正な運営維持や民間資源・ノウハウを活用した施設の魅力向上等を図るものです。

対価は金銭だけではなく、施設で利用可能な製品等や役務(サービス)の提供なども対象とします。

2. 対象施設及び実施方法

対象施設は、公民館などの文化施設、スポーツ施設、道路、公園、また、ロビーや会議室などの施設内の一部への導入も想定しています。

実施方法は、公募型と企画提案型の二つです。

公募型・・・富津市が事前に対象施設と条件を設定した上で公募します。

企画提案型・・・対象施設や条件を特定せず、企業等の自由な提案を随時受け付けます。

3. 今後の予定

今後、庁内調整を実施し、7月以降に公募を開始していく予定です。

4. その他

ネーミングライツ事業に関する基本的事項を定める「富津市ネーミングライツ導入ガイドライン」 を策定するとともに、富津市が取り扱う広告事業全体に関する基本事項を定める「富津市広告事業実施要綱」及び「富津市広告事業実施基準」を併せて整備しました。

> 問い合わせ先 総務部経営改革推進課 0439-80-1213